

# 令和5年度第1回相双地域保健医療福祉協議会

## 議 事 録

### 1 日時

令和5年12月20日（水）  
15時00分～15時50分

### 2 場所

福島県相双保健福祉事務所  
保健所棟2階 大会議室

### 3 出席者

委員16名（うちWeb参加5名）、事務局6名 計22名  
（詳細は別紙「構成員名簿」のとおり）

### 4 議題

#### （1）協議事項

- ア 会長の選出について
- イ 相双地域保健医療福祉推進計画の進捗状況について

#### （2）報告事項

- ア 第8次医療計画について
- イ 健康危機対処計画（感染症編）について

### 5 発言者名、発言内容

次のとおり

## 開 会

---

#### 【司会：菅野総務企画課長】

本日はお忙しいところ、御出席いただきありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第1回福島県相双地域保健医療福祉協議会を開催いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、相双保健福祉事務所 総務企画課長の菅野と申します。よろしくお願いいたします。

## 委員紹介及び事務局紹介

---

### 【司会】

まず、委員の任期を令和4年から5年の2年間ということで皆さんにお願いしていたところですが、今年から変更となった委員の方がいらっしゃいますので、御紹介させていただきます。

(新任の委員について紹介)

以上9名の委員の皆様に、新たに御就任いただいております。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

(所長、副所長、部長、出張所長について紹介)

以上で、事務局の紹介を終わります。

## (1) 協議事項 ア 会長の選出について

---

### 【司会】

それでは、次第に従い議事を進めさせていただきます。

当協議会の議長は、要綱第6条第2項の規定により会長が務めることとなっておりますが、今回の委員の変更により会長が不在となっておりますので、新たに会長を選出する必要があります。

会長選出までの間、仮議長を相双保健福祉事務所長とすることとしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御賛同をいただきましたので、仮議長を相双保健福祉事務所長といたします。

### 【仮議長：佐久間所長】

相双保健福祉事務所長の佐久間でございます。

本日は御多用の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。会長選出に先立ちまして、一言御挨拶申し上げさせていただきたいと思っております。

本日の協議会では、次第にもお示しさせていただきましたが、昨年度改定いたしました、相双地域保健医療福祉推進計画の推進状況につきまして、事務局から説明させていただきたいと思っております。その進捗状況につきまして、委員の皆様から御意見をいただき、今後の取組の参考にさせていただきたいと考えております。

また、今後改定を予定しております、いくつかの計画がございますが、その性格につきましても御報告させていただきたいと考えております。

どうぞ皆様には忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしく願いいたします。着座にて進めさせていただきたいと思っております。

それでは、協議事項（１）のア「会長の選出」を進めさせていただきます。議事の進行に御協力をお願いいたします。

会長選出につきましては、要綱の規定により、委員の互選により選出することとなっております。また、会長になっていただいた委員の方には、議長をお願いすることとなっております。

会長の選出につきましては、事務局から提案させていただきたいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、会長の選出について事務局から提案をお願いします。

**【事務局：菅野総務企画部長】**

事務局案といたしましては、前会長の西浦会長様の後任となります、南相馬市社会福祉協議会長の佐藤正彦委員をお願いしたいと考えています。

**【佐久間所長】**

事務局から、ただいま、佐藤委員という提案がありました。委員の皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、会長を佐藤委員とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、これ以降の議事は佐藤会長をお願いしたいと思います。

**【司会】**

佐藤会長、議長席にお移り願います。

**【佐藤会長】**

皆様こんにちは。このたび、会長を務めさせていただくことになりました、南相馬市社会福祉協議会会長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日御参会の皆様には、日ごろより、それぞれの分野のお立場で、当地域の振興に御尽力されておりますことに対して、改めて敬意と感謝の意を表します。

それでは、議長を務めさせていただきますので、円滑な議事進行に御協力ください。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて進行いたします。

## (1) 協議事項 イ 相双地域保健医療福祉推進計画の進捗状況について

### 【佐藤会長】

それでは、協議事項イの「相双地域保健医療福祉推進計画の進捗状況」について、事務局から説明をお願いします。

### 【事務局：菅野総務企画部長】

それでは、私のほうから御説明させていただきます。

資料1-1を御覧ください。今回、新たに御就任いただいた委員の皆様がいらっしゃいますので、まず、「1 計画の概要」について御説明させていただきます。

(1)「計画の位置づけ」でございますが、今回御報告させていただきます「相双地域保健医療福祉推進計画」は、県の総合計画及び「福島県保健医療福祉復興ビジョン」の二つの上位計画をもとに策定しているものでございます。

(2)にございます計画期間は、昨年度から令和12年度までの9年間となっております。

(3)の「目指すべき将来の姿」は、記載の3つの側面から捉えた理想のふくしまの実現を目指すもので、「保健医療福祉復興ビジョン」と共通のものとなっております。この将来の姿を実現するために、(4)の6つの主要施策に基づきまして、事業を実施させていただくこととしています。

次に、「2 相双地域の現状」でございます。

(1)「避難指示解除の動き」ですが、記載のとおり、順次、避難指示解除の動きが進んでおり、今後は特定帰還居住区域を設定して、避難指示解除へ向けた環境整備を実施することとなっております。

(2)「避難状況」でございますが、5ページ目を御覧ください。各市町村とも避難者の数は減少しておりますが、大熊・双葉・浪江につきましては、いまだに避難割合が9割になっております。避難先としては、いわき市が多いという状況でございます。

(3)「移住状況」でございます。年々、移住者の数は増加しており、令和4年は、476人となっております。

(4)「主な施設の状況」でございます。まず、医療施設でございますが、現段階におきましても休止している施設が、特に双葉郡で多い状況となっております、全体で40施設が休止となったままです。

各福祉施設の状況は、数的な動きはそれほどないのですが、現段階におきましても、やはり一定数の施設が管外において、仮設で運営している状況となっております。

次に、「3 計画の進行管理」でございます。(1)の「進行管理の目的」に基づきまして、毎年度この協議会において進捗状況を御報告して、委員の皆様から御意見いただ

きながら、進行管理をしていきたいと考えております。

初年度になります、令和4年度の状況でございますが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大が断続的に続きました。第6波、7波、8波と間をおかずに、次々と感染が拡大したところでございますので、当事務所としましては、感染拡大防止の対応を優先して実施させていただきました。

また、昨年末には鳥インフルエンザも発生したため、そちらの対応も行っており、これらの感染症対策の推進を、昨年度は最重点施策として実施させていただいたところでございます。

また、感染症対策以外の施策につきましては、感染拡大している中でやりづらいところもあったのですが、その中でも色々工夫しながら、可能な限り実施させていただいたところでございます。

続きまして資料1-2を御覧ください。

先ほど資料1-1で御説明させていただきました6つの主要施策ごとに、令和4年度の状況を御説明させていただきます。なお、資料についてはお目通しいただいていると思いますので、主な施策についてのみ、御説明させていただきます。

まず、主要施策1「復興へ向けた保健・医療・福祉の推進」の施策(1)「被災者支援」についてでございます。

いまだ避難の継続を余儀なくされている方が多い状況であることから、「被災者健康サポート事業」や「被災者の心のケア事業」により訪問支援等を行うことで、避難されている方が、体の健康だけではなく、心の健康も保つことができるように取り組んだところでございます。

また、避難によって、子育て世代の孤立が危惧される場所であるため、「子ども健やか訪問事業」等で、子育て世帯の訪問・相談という支援を実施したところでございます。今後も、我々県だけではなく、避難元・避難先の市町村との連携を密にしながら、被災者支援に取り組んでいくこととしております。

続きまして、主要施策2「全国に誇れる健康長寿地域の実現」の施策(4)「健全な食生活を育むための食育の推進」でございます。

生活習慣病の発症、重症化を予防するため、食環境づくりや食育活動の充実に取り組んでおります。「ふくしま“食の基本”推進事業の減塩環境づくり推進事業」においては、地元スーパーとの協力によって減塩環境づくりを1ヶ月間実施させていただき、全体で77kgの食塩量が減少されたという効果になってございます。

相双の健康指標は、県全体と比較してあまりよくない状況のため、こういった地道な

食生活や栄養の改善というものが非常に重要だと思っておりますので、今後もこういった取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、主要施策3「質の高い地域医療提供体制の確保」の施策（1）「医師・看護職員等の医療従事者の確保」についてでございます。

こちらの取組といたしまして、医療従事者にかかる人件費や、従業費の補助、修学資金の貸与などの支援につきましては、県本庁主導で実施しており、当事務所の独自の取組といたしましては、将来の担い手の確保を図るために、医学生を対象とした研修の実施、また、看護学部学生の実習受入れを行っているところでございます。

医学生の地域医療体験研修を昨年実施したときは、ふたば医療センター附属病院において、院長からの病院の取組の説明や、看護師や入院患者と交流して話を伺うというような機会を設けていただきました。その後は、とみおか診療所において、院長より体験等をお話いただいたほか、「富岡3.11を語る会」の語り部の方から、震災のお話を伺いするなど、参加学生に相双地域の医療から復興の状況まで学んでいただきました。このような事業は、決して即効性のある事業ではありませんが、長期的な目線で、事業を継続して実施していきたいと考えているところでございます。

次に、主要施策4「安心して子供を産み育てられる環境づくり」の施策（3）「援助を必要とする子どもや家庭への支援」でございます。

こちらにつきましては、援助を必要とする子供と家庭に向けまして、医療費の助成、または福祉資金の貸付けなどを実施したところでございます。

「発達障がい児支援者スキルアップ研修」においては、支援機関の職員を対象に、発達障がい児との関わり方について講演していただきました。参加者からは、「関わり方や支援方法、実態などを改めて知ることができた」というような御意見をいただいております。障がい等の課題を有するお子さん達が安心して生活できるよう、今後も継続して支援していきたいと考えております。

次に、主要施策5「いきいき暮らせる地域共生社会」の施策（4）「地域生活移行など障がいのある方への自立支援」でございます。

こちらの施策につきましては、退院・退所された障がい者が、自宅等で安心して暮らせるように、地域移行・定着の取組を行っているところでございます。

「精神障がい者地域移行・地域定着推進事業」のネットワーク強化研修においては、地域移行に積極的に取り組んでいる施設の方からお話を伺ったところでございます。精神障がい者の地域移行、入院施設から自宅等の地域へ移行することは重要な課題となっておりますので、今後も継続して取り組んでいきたいと考えております。

次に、主要施策6「誰もが安全で安心できる生活の確保」の施策（2）「食品等の安全・安心の確保」でございます。

こちらにつきましては、食品営業施設等への監視指導等を実施しております。

なお、令和4年度は、違反食品が7件発生しております。そのうち6件が食品表示に関するものであったため、こういった違反が今後発生しないように、指導を徹底していきたいと考えておりますし、法改正に伴いまして、令和3年6月からHACCPを取り入れた衛生管理の導入が義務づけられておりますので、こちらも研修会などを開催させていただいて、HACCPに沿った衛生管理の導入について、支援を行ってまいりたいと考えております。

主な施策の御説明は以上となります。なお、指標につきましては、計画の初年度でございますので、目標値に達していない指標がほとんどでございますが、最終年度となります令和12年度の目標値の達成に向けて、各種事業を実施してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

**【佐藤会長】**

ただいまの説明について、委員の皆様から何か御質問等がございますでしょうか。

**【船橋委員】**

2点、お伺いしたいのですが。

資料1-2の2ページ、この基準値というのがあるんですね。この基準値が令和3年度だったり平成30年度だったりということで、年度が非常にばらばらなんです、この基準値を決めた考えを教えてくださいと思います。

**【佐藤会長】**

ありがとうございます。では、事務局は御説明をお願いします。

**【事務局：菅野総務企画部長】**

基準値の年度がそれぞればらばらになってございますが、これは、昨年度この計画を決めたときの最新の数値を基準値とさせていただいております。統計の発表の時点によりまして、少しずれがございます。他にも、毎年度発表されていないような統計はずれしておりますが、そういった形で令和3年度であったり、平成30年度であったりというような状況になっております。

**【船橋委員】**

ちなみに、2ページの「相双管内の医療機関の再開状況」について、先ほど説明があ

りましたが、従事医師数と看護師数、これを基準とするのであれば震災前の数字が一番よいかと個人的に思うのですけれども、震災前の数字が分かれば教えていただきたいと思います。平成23年に震災がありましたから、22年度の数字がわかりますか。

今、分からなければ、後からでも結構です。

**【事務局：菅野総務企画部長】**

確認いたします。分かり次第、御報告させていただきます。

**【船橋委員】**

はい。もう1点よろしいでしょうか。10ページです。

医療従事者、これは我々の分野になるのですけれども、医療従事者の主な取組についてです。

先ほど説明ありましたが、研修等やってらっしゃいますけれども、確かに即効性は余り期待できる事業ではないと思います。

もう一つですね、県立医科大学に対しての寄附講座の件があると思うのですが、確か南相馬市で2つ開設していると思います。

そちらからの医師派遣のほうが即効性として非常に高いと思うのですけれども、現在その寄附講座に関して、何名の医師がこの地域に派遣されているかというデータがあれば、教えていただきたいと思います。

**【事務局：菅野総務企画部長】**

確認させていただきます、分かり次第、報告いたします。

**【船橋委員】**

はい、分かりました。

やはり即効性を期待するのであれば、この寄附講座を有効に活用するというのも1つの方法だろうと思います。1つの医療機関でもし出来ないのであれば、行政との共同とか、そういうふうなものも可能かと思しますので、ぜひその活用も考えていただきたいと思います。以上です。

**【佐藤会長】**

はい。船橋委員ありがとうございました。では、事務局のほうで分かり次第、回答をよろしくお願いいたします。

他に御質問等はございませんか。

(質問等なし)

特になければ、(2) 報告事項に移ります。

## (2) 報告事項 ア 第8次医療計画について

---

【事務局：味戸生活衛生部長】

それでは、私から第8次福島県医療計画について御説明させていただきます。

資料2を御覧ください。現在、県では、現行の第7次福島県医療計画の計画期間が今年度満了することから、次期医療計画であります、第8次福島県医療計画を策定しているところでございます。この第8次医療計画は、医療法に基づく法定計画でありまして、医療分野の基本方針となるものでございます。計画期間につきましては、令和6年度から令和11年度までの6年間となります。

現行の計画からの主な変更点でございますが、「新興感染症発生・まん延時における医療」を追加すること、それから、二次医療圏ごとの現状・課題・対策等を内容とします「地域編」を追加するということが主な内容となっております。この「地域編」につきましては、レイアウト、内容、そういった基本部分は、全圏域で統一されており、圏域の現状と圏域における重点的な取組について記載されるということになります。

続きまして、3ページを御覧ください。

こちらは、現計画の第7次医療計画と、第8次医療計画の全体構成を示した図です。先ほどの地域医療編につきましては、「第12章 圏域別の取組」において、圏域ごとに記載されるということになります。

続きまして、資料の2-1をご覧ください。こちらは「第8次福島県医療計画（素案）の概要」となっております。医療圏の設定でございますが、第7次医療計画と同じ、県内6つの圏域を設定しております。

さらに、「次期医療計画のポイント」ということで、「新興感染症発生・まん延時における医療」を新設すること、それから、「地域編」を新設すること、そして今回は、構成の見直しとか、図表や図解を掲載して、分かりやすい内容としたということでございます。

続いて、4ページをお開きください。こちらは「地域編」に記載されます、「各圏域における重点的な取組」となっております。この重点的な取組は、圏域ごとの現状を踏まえまして、決定したところでございます。相双医療圏におきましては、「双葉郡の医療提供体制の確保」「医療従事者の確保」「救急医療体制の充実」の3つを重点的な取組としています。

資料2にお戻りください。

今後のスケジュールでございますが、医療計画の素案につきまして、12月15日から1月15日まで、パブリックコメントが実施されているところでございます。このパブリックコメントと並行しまして、関係機関等へ意見照会が行われることとなっております。なお、委員の皆様からも御意見をいただきたく、照会させていただくこととなっ

ております。この意見照会につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

パブリックコメントからの意見、それから関係機関等からの意見、それらを踏まえまして、年明けの1月の中頃には最終案を取りまとめ、2月初旬に開催予定の医療審議会  
で決定するという流れになります。

続きまして、委員の皆様への意見照会についてです。資料の2-2を御覧ください。

第8次福島県医療計画（素案）と、福島県外来医療計画（素案）につきまして、幅広い関係者から意見を伺いたいということで、本庁より、委員の皆様へ意見照会が来ております。回答方法といたしましては、2ページ、3ページの別紙様式で回答をいただくということになります。

なお、紙ベースでの資料を御希望の方は、事務局にお知らせください。

また、回答様式につきましては、後ほどメールで電子データをお送りします。この2つの計画にご意見がある方は、1月12日まで、電子メール等で、県庁の地域医療課へ回答をお願いします。

続いて、4ページをご覧ください。

医療計画の照会に併せまして、第4期福島県医療費適正化計画（素案）につきましても、意見照会が来ております。対応方法等は医療計画と同じとなりますので、こちらにつきましても、よろしくお願ひしたいと思います。

説明は以上となります。

#### 【佐藤会長】

ただいま事務局より、第8次医療計画について報告ありました。委員の皆様、何か御質問等ございましたらば、よろしくお願ひいたします。

（質問等なし）

ありませんか。では、特に御質問等なければ、次の報告事項に移ります。

続きまして（2）報告事項イ「健康危機対処計画（感染症編）」について、よろしくお願ひします。

### （2）報告事項 イ 健康危機対処計画（感染症編）について

#### 【事務局：味戸生活衛生部長】

それでは資料3をご覧ください。

先の新型コロナウイルス感染症の対応における課題を踏まえまして、令和4年12月に感染症法と地域保健法が改正され、感染症法における予防計画において、保健所体制等について項目を設けることとされております。

また、地域保健法に基づき地域保健基本指針が改正され、保健所は、平時のうちから健康危機に備えて準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を作ることになりました。

た。

予防計画につきましては、左のイメージ図にありますとおり、医療関係者や消防機関、市町村等で構成される連携協議会等の意見を踏まえ、感染症対策を中心に、改定作業が進められているところでございます。

一方、健康危機対処計画につきましては、年度内に予防計画と整合性を確保しながら策定することとされております。

健康危機管理に関しましては、感染症以外にも、医薬品や食用毒、自然災害等がございますが、今回は感染症についての策定となっています。

策定するに当たりまして、国のほうから健康危機対処計画（感染症編）策定ガイドラインが発出されております。

当所におきましても、年度内の策定を目指し、このガイドラインに沿って計画を策定しているところでございます。今回は、感染症に関する計画の策定ということではございますが、今後、感染症以外につきましても策定が求められるだろうと考えております。説明は以上です。

#### 【佐藤会長】

ただいま、健康危機対処計画について、事務局より説明ありました。これについて、委員の皆様、何か御質問、御意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

（質問等なし）

特に御質問なければ、本日、御用意させていただいている議題は以上となりますが、その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

事務局からは何かありますか。

#### 【事務局：菅野総務企画部長】

特にございませんが、先ほど船橋委員から御質問いただいた件の1つめの部分について、御回答させていただきます。

資料1-2の2ページ、指標の関係でございます。こちらの指標の震災前の数値ということでしたが、まず、避難地域の医療機関は、平成23年3月1日付けで97機関、内訳としまして、病院が8、診療所が58、歯科診療所が31となっております。

医師数は平成22年が236人、就業看護職員数は平成22年の統計で2,051人でございます。

また、医療機関の再開の目標値でございますが、97機関が震災前はあったわけですが、目標値が47機関となっております。こちらにつきましては、帰還困難区域がまだ存在するような状況を鑑みまして、半数程度の医療機関の再開ということで47機関を目標値とさせていただきまして、それに応じて医師数、看護職員数も目標値

を設けさせていただいているところでございます。

船橋委員の1つめの質問については以上でございます。

**【船橋委員】**

そうしますと、せめて震災の前が1つの目標ということになろうかなと思います。もともと震災のずっと前から医師不足、看護師不足というのは言われてきているわけですが、目標としては、やはりこの震災前の数字はせめてもの数字かなというふうに思っております。

**【佐藤会長】**

ありがとうございます。

そのほかございませんか。

**【事務局：菅野総務企画部長】**

今ほどの船橋委員の御意見につきまして、令和12年までは、あくまでも暫定の目標でございますので、帰還者の増加に伴って、震災前の状況までもっていくというのが次の目標となってくるかと考えております。

**【船橋委員】**

はい、分かりました。

**【事務局：菅野総務企画部長】**

加えて、申し訳ございません。2つめに御質問いただいた件につきましては、後ほど皆様に御回答させていただきます。そういった形でよろしいでしょうか。

**【船橋委員】**

はい。あくまでも、即効性という面から見た場合の1つの施策になるのかなということで、意見をさせていただきました。よろしく申し上げます。

**【佐藤会長】**

はい。船橋委員ありがとうございました。

では後日、質問については御回答いただけるということでよろしいでしょうか。

**【事務局：菅野総務企画部長】**

はい。分かり次第、皆様に御連絡させていただきます。

**【佐藤会長】**

はい、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、議長の任を解かせていただきます。円滑な議事進行に御協力をいただき、誠にありがとうございました。

**閉 会**

---

**【司会】**

佐藤会長、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第1回福島県相双地域保健医療福祉協議会を閉会いたします。

本日は長時間にわたり御協議いただき、誠にありがとうございました。